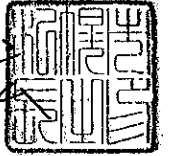


札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を
次のように制定する。

令和 7 年 7 月 3 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 47 号

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定
める規則

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 3 号）の
施行期日は、令和 7 年 7 月 22 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。